

船舶事故調査報告書

平成24年9月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年6月10日 07時40分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市久須見鼻南方沖 倉敷市所在の備前大島港北一文字防波堤南灯台から真方位155° 1.01海里（M）付近 （概位 北緯34°25.8′ 東経133°49.3′）
事故調査の経過	平成23年7月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第八住力丸 ^{すみりき} 、490トン 133069、岡田石材株式会社 63.90m（Lr）×13.20m×7.10m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成4年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和47年4月28日 免状交付年月日 平成21年4月27日 免状有効期間満了日 平成27年4月20日
死傷者等	なし
損傷	船首船底部に擦過傷
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、海砂約1,600tを積んで船首約3.5m、船尾約5.2mの喫水で広島県福山港を出港し、船長が単独で船橋当直に就き、航海灯を表示して視程が0.5～1.0Mの視界制限状態となった倉敷市水島港南方沖を約11ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進した。 本船は、倉敷市南方沖の下津井瀬戸に入って下津井瀬戸大橋付近に至ったとき、視界が更に悪化して前方が見えなくなったので半速力前進に減速したところ、機関長及び次席一等航海士が様子を見に昇橋した。 船長は、霧中信号を吹鳴せず、操舵スタンド左のNo.1レーダーをヘッドアップのオフセンターにし、レンジを0.5Mと0.75Mに切り替えながら、前方の映像がレンジの約2倍の距離まで映るように調整

	<p>して手動操舵で下津井瀬戸の中央付近を速力約8knで航行した。</p> <p>本船は、倉敷市久須見鼻灯標に並ぶ頃、船首方やや左舷側100m付近に前路を右方に横切る態勢の漁船1隻を認め、左舵一杯を取るとともに、機関を後進にして同漁船を避けたが、続けて前方に約10隻の漁船群を認め、全速後進として避けたところ、平成23年6月10日07時40分ごろ、久須見鼻南岸の岩礁にわずかに行きあしを残し、乗り揚げた。</p> <p>本船は、近くを航行していた知人の貨物船に救助を求め、瀬取りを行ったのち、自力で離礁した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風向 南南西、風力 2、視程 約100m</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮流 東流約1kn</p>
その他の事項	<p>本船は、ふだんから航海灯を点灯していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、視界制限状態となった下津井瀬戸を東進中、船長が、レーダー監視を適切に行っていなかったことから、前路の漁船に接近して気づき、漁船を避ける操船を行ったものの、久須見鼻南岸の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、視界制限状態となった下津井瀬戸を東進中、船長が、レーダー監視を適切に行っていなかったことから、前路の漁船に接近して気づき、漁船を避ける操船を行ったものの、久須見鼻南岸の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界制限状態においては、他船との危険な接近を避けるため、霧中信号を行うことにより自船の存在や状態を他船に示し、また、船橋当直者を増員するなどして厳重な見張りに当たること。